

「介護サービス情報の公表」指定調査機関の指定要件

1 調査機関の要件

- (1) 関係政省令により規定される指定調査機関の指定要件を満たしていること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 当該法人が調査しようとする介護サービスを、当該法人が自ら提供していないこと。
- (4) 当該法人が調査しようとする介護サービスを現に提供する事業者の役員、職員、3親等以内の血縁関係者又はこれらであった者が、当該法人の役員の過半数を占めていないこと、又は、法人の定款等に、調査事務に関して当該法人の理事会と区分して業務を決定することを定めているとともに、調査事務に関する会計を当該法人の会計から区分し、特別の会計として経理すること。
- (5) 当該法人が調査しようとする介護サービスを現に提供する事業者が、当該法人の会員の過半数を占めていないこと、又は、法人の定款等に、調査事務に関して当該法人の会員の決定と区分して業務を決定することを定めていること。
- (6) 調査事務に関して知り得た事業所の秘密について、調査事務に携わる役員及び職員以外の者に漏らしてはならない旨を規定した運営規程を整備していること。
- (7) 調査事務の運営内容について、毎年度公表する旨を規定した運営規程を整備していること。
- (8) 調査員を常勤換算で、2名以上おくこと。
なお、調査員は、愛知県又は名古屋市が実施した調査員養成研修を受講した者であること。
- (9) 調査対象地区は名古屋市全域とし、特定の地域に限定しないこと。
- (10) 調査に係る事務所を県内に置き、本調査にあたって相当な知識を有し、調査時に発生した質疑又はトラブル等に対処できる担当事務職員を配置、又は連絡体制が整備されているなど円滑な事務処理ができる体制がとられていること。
- (11) 調査対象となるすべての種類の介護サービスに対応できるよう、調査員を確保している又は確保の見込みがあること。
- (12) 本市において、6か月間で50件以上の調査が実施できること。
- (13) 調査結果の報告は、インターネットを利用した電子データでの対応が可能であること。
- (14) その他、必要な事項は市長が別に定める。

2 1 (2) 法人格を有している者のうち、次に掲げるものに該当する場合は対象としない。

- (1) 介護保険法及びその他の法令（介護保険法施行令第35条の5で掲げられた法律）の規定により刑に処され、その執行を受け又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない場合。
- (2) 「介護サービス情報の公表」指定調査機関、地域密着型サービス外部評価機関又は福祉サービス第三者評価機関の指定を取り消され、2年を経過しない場合。
- (3) 法人の役員に、上記2(1)に該当する者がある場合。